労働安全衛生法に基づく

技能講習・特別教育・安全衛生教育プログラム



安全は企業の宝、資格は一生の財産

をつけよう! ライセンスで

2024 上期

令和6年1月~ 令和6年6月

以下の作業には法令により
技能講習
特別教育
安全衛生教育
の資格取得が義務付けられています。

▋技能講習

- 車両系建設機械[整地等]運転 (機体質量3t以上)
- 車両系建設機械[解体用]運転 (機体質量3t以上)
- 不整地運搬車運転 (最大積載量1t以上)
- 玉掛け(吊り上げ荷量1t以上の玉掛け)
- 床上操作式クレーン運転 (吊り上げ荷重5t以上)
- ガス溶接
- 小型移動式クレーン運転 (吊り上げ荷重1~5t未満)
- 高所作業車運転 (作業床高さ10m以上)
- ●フォークリフト運転 (最大荷重1t以上)

作業主任者技能講習

- 地山の掘削及び 土止め支保工作業
- 足場の組立て等作業
- 型枠支保工の組立て等作業
- 建築物等の鉄骨組立て・ 解体等作業
- コンクリート造工作物の 解体等作業
- 木造建築物の組立て等作業
- ●はい作業
- ●採石のための掘削作業

特別教育

- 小型車両系建設機械 「整地・運搬・積込み、掘削用」 (機体質量3t未満)
- 締固め機械[ローラー] (機体質量制限なし)
- ●チェーンソー(伐木作業者)
- 自由研削といし(研削といしの取替え等)
- 高所作業車(作業床高さ2~10m未満)
- クレーンの運転(5t未満)
- 巻上げ機(ウインチ)の運転
- 機械研削用と石の取替え等(出張のみ)
- アーク溶接(アーク溶接作業)
- 石綿使用建築物等解体業務
- 粉じん作業
- 酸素欠乏危険作業(2種)
- 低圧電気取扱業務
- 足場の組立て作業従事者
- フルハーネス型墜落制止用器具使用作業
- ●テールゲートリフター操作業務

安全衛生教育

- ●職長·安全衛生責任者
- ●職長·安全衛生責任者能力向上 (5年以上経験者建設業対象)
- ●振動工具
- ●刈払機
- 車両系 [整地等] 安全衛生教育 (5年経過後の再教育)
- ●木造建築物解体作業指揮者
- ●丸のこ取扱作業者
- ●はい作業従事者安全衛生教育
- ●熱中症予防安全衛生教育
- 締固め機械[ローラー] 安全衛生教育(5年経過後の再教育)

●印は、人材開発支援助成金対象講座です。 (→4ページ参照)

宮城労働局長登録教習機関 宮城教習センタ

〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字西原202 TFI 0223-29-3911 FAX 0223-29-3922 インターネットからも予約ができます。

キャタピラー教習所

https://cot.jpncat.com/





技能講習(受講資格と受講料)

労働安全衛生法第61条

※各講習科目の右欄にある番号は、宮城労働局長 登録番号です。

※下記の受講料・テキスト代には消費税が含まれています。 ※期中消費税率アップについては価格変更もありますのでご了解願います。

※受講時間には試験時間が含まれておりません。実際の講習時間は休憩と学科1時間、 実技時間が(実技ないものを除く)プラスとなります。

※終了時刻が延びる場合があります。あらかじめご了承願います。

※建設機械施工技士を保有し、一部科目の免除を希望する方は保有する種別を明らかにしてお問い合わせください。(弊センターで実施していない講習もあります。また適用する際は施工士の添付が必要です。) ※特別教育修了後、3ヶ月以上の運転経験がある方については申込書の他に、別途一部免除申請書と特定自主検査の写し等が必要となります。(あらかじめご相談ください。)



※テキスト代:2.300円

_			ペノナスト	[\.E,000 _[]
受講時間	受 講 資 格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
38時間	◆建設機械の運転経験のない方	5日	112,700円	115,000円
14時間	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆不整地運搬車運転技能講習修了者 ◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、尚かつ特別教育修了後、小型車両系建設機械の運転経験3ヶ月以上ある方(申込書の他に一部免除申請書、特定自主検査(写し)等が必要になります。)	2日	46,700円	49,000円



小型移動式クレーン 環論

※テキスト代:2.300円

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
20時間	◆未経験者で他の資格のない方	3⊟	39,700円	42,000円
16時間	◆クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士の いずれかの運転士免許をお持ちの方		35,700円	38,000円
	◆床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日		
	◆玉掛け技能講習修了者			



				10.11,20013
受講時間	受 講 資 格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
5時間	◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者	1日	23,300円	25,000円



高所作業車

※テキスト代:2,300円

受講資格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
◆車両系建設機械運転、不整地運搬車運転、フォークリフト 運転等のいずれかの技能講習修了者			

14時間	◆車両系建設機械運転、不整地運搬車運転、フォークリフト 運転等のいずれかの技能講習修了者 ◆大型特殊自動車大型自動車中型自動車又は普通自動車運転免許保有者	2日	49,700円	52,000円
12時間	◆移動式クレーン運転士免許をお持ちの方	ΔП	4E 700M	40 000M
	◆小型移動式クレーン運転技能講習修了者	28	45,700円	48,000円



不整地運搬車

第25-841号

※テキスト代:1 700円

	代:2,300円	
		777 =## ulry 1

受講時間	受講資格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 又は(解体用)運転技能講習修了者	2日 42,7		
]]時間	◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、尚かつ特別教育修了後、小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の運転経験3ヶ月以上ある方(申込書の他に一部免除申請書、特定自主検査(写し)等が必要になります。)		42,700円	45,000円



フォークリフト

※テキスト代:2,300円

受講時間	受 講 資 格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
35時間	◆自動車運転免許のない方で、フォークリフト運転経験のない方	5日	47,700円	50,000円
31時間	◆大型自動車·中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、 フォークリフト運転経験のない方	4日	37,700円	40,000円
15時間	◆自動車運転免許のない方で、特別教育修了後1トン未満 のフォークリフトの運転経験6ヶ月以上の方	3⊟	29,700円	32,000円
	◆大型特殊自動車運転免許保有者			
11時間	◆大型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、尚かつ特別教育修了後フォークリフトの運転経験3ヶ月以上の方(申込書の他に一部免除申請書、特定自主検査(写し)等が必要になります。)	2日	27,700円	30,000円



玉掛け

※テキスト代:2,300円

受講時間	受 講 資 格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
19時間	◆玉掛け業務経験のない方	3⊟	25,700円	28,000円
15時間	◆クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士又 は揚貨装置運転士いずれかの運転士免許をお持ちの方	- 3日 22,700円	25.000円	
IO时间	◆小型移動式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者		22,700	20,000



床上操作式クレーン 閉機器

※テキスト代:2,300円

受講時間	受 講 資 格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
20時間	◆未経験者で他の資格のない方	3⊟	41,700円	44,000円
16時間	◆移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置 運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方	- 3日 37,700F	37 700 	40,000円
I ON IBI	◆小型移動式クレーン運転技能講習又は 玉掛け技能講習修了者		37,7UU[]	



ガス溶接

※テキスト代:1.100円

受講時間	受 講 資 格	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
13時間	◆資格、経験とも問いません	2日	22,900円	24,000円

労働安全衛生法第14条

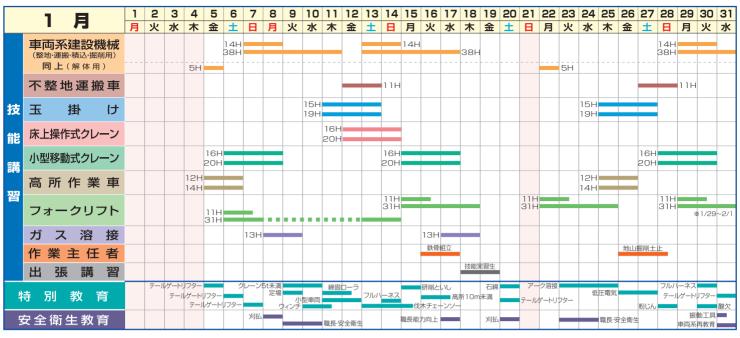
歳以上で実務経験が3年以上の方で、かつこれを申込書にて できる方(経験の発生は満18歳より有効)

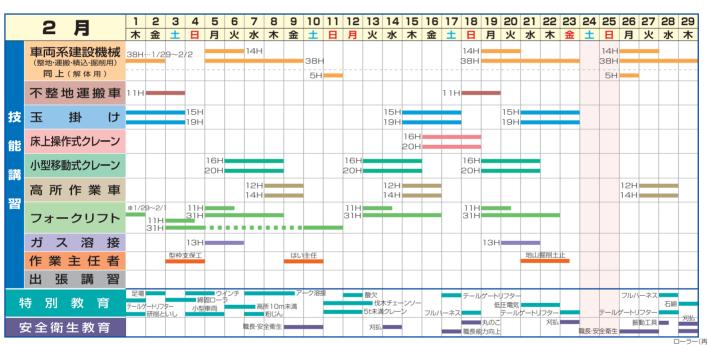
受講時間	受講科目	(登録番号)	日数	受講料	受講料+ テキスト代合計
17時間	●地山の掘削及び、土止め支保工作業	(第25-844号)	3⊟	33,700円	36,000円
13時間	●足場の組立て等作業 ※実務経験証明の期間にH29年7月1日 教育修了証の添付が必要です。(特別教 H29年6月30日までに21才以上で3年以	育修了証のない方は、	2日	19,700円	22,000円
13時間	●型枠支保工の組立て等作業	(第25-845号)	2日	19,700円	22,000円
11時間	●建築物等の鉄骨組立て、解体等作業	(第25-847号)	2日	19,700円	22,000円
13時間	●コンクリート造の工作物の解体等作業	(第25-848号)	28	19,700円	22,000円
13時間	●木造建築物の組立て等作業	(第25-849号)	28	19,700円	22,000円
13時間	○採石のための掘削作業	(第27-0611-1号)	2日	19,700円	26,000円
12時間	○はい作業	(第27-0611-2号)	2日	19,700円	22,000円

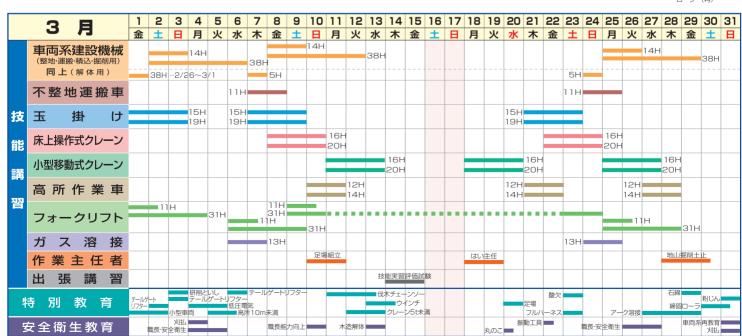
●は助成金対象講座(→4ページ参照)

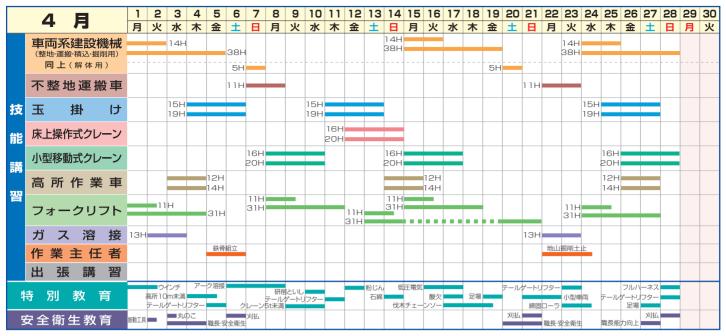
※合計金額と受講料の差額がテキスト代となります。

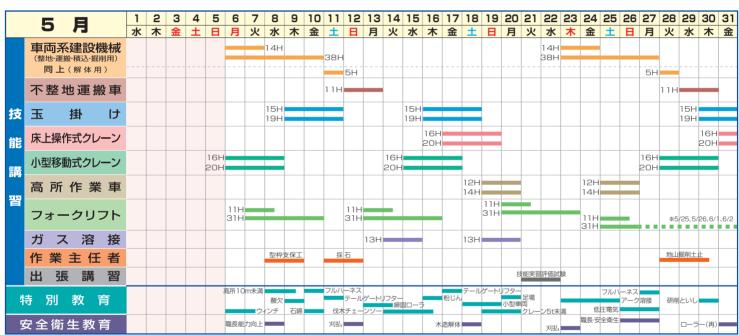
■講習日程表(令和6年1月~令和6年6月)

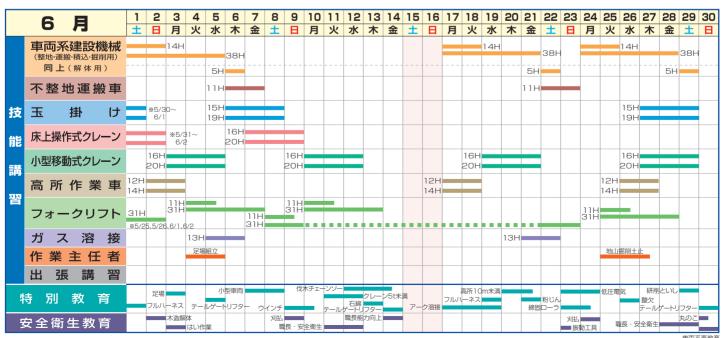












■特別教育・安全衛生教育(受講資格と受講料)

※下記の受講料・テキスト代には消費税が含まれています。
※受講時間には考査時間が含まれておりません。
実際の講習時間は休憩と考査時間がプラスとなります。

	講習科目	機種·講習内容·受講対象者等	受講時間	受講料 (テキスト代含む)
特別教育 (労働安全衛生法第50条)	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み、掘削用) 助成金対象調座	機体質量3トン未満	13時間(2日間)	20,000円
	締固め機械 (ローラー) 助成金対象調座	機体質量制限なし	10時間(1.5日間)	24,000円
	伐木作業 (チェーン・ソー)	伐木業務がかかり木処理業務従事者	18時間(2.5日間)	27,000円
	自由研削といし 助成金対象調座	研削といしの取替え等	6時間(1日間)	15,000円
	高所作業車(10m未満) 助成金対象講座	作業床高さ2m以上10m未満	9時間(1.5日間)	22,000円
	クレーンの運転(5t未満) 助成金対象調座	つり上げ荷重5トン未満	13時間(2日間)	22,000円
	巻上げ機(ウインチ)の運転 助成金対象講座	巻上げ機の運転従事者	10時間(2日間)	22,000円
	機械研削用と石の取替え等(出張のみ)	機械研削と石交換者	10時間(2日間)	18,000円
	アーク溶接 助成金対象調座	アーク溶接作業	21時間(3日間)	30,000円
	石綿使用建築物等解体業務 助成金対象調座	石綿解体業務従事者	4.5時間(1日間)	14,000円
	粉じん作業 助成金対象講座	粉じん作業者	4.5時間(1日間)	14,000円
	酸素欠乏危険作業(2種) 助成金対象調座	酸素欠乏危険作業者	5.5時間(1日間)	14,000円
	低圧電気取扱業務 _{助成金対象講座}	交流電圧600V以下の電路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者	14時間(2日間)	24,000円
	足場の組立て等の業務 助成金対象講座	足場組立等作業従事者	6時間(1日間)	16,000円
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業(助成金対象調座)	高さ2m以上の高さで仕事する作業者	6時間(1日間)	15,000円
	テールゲートリフター操作業務	テールゲートリフターによる荷役作業の業務	6時間(1日間)	16,000円
安全衛生教育	職長•安全衛生責任者	建設業の安全衛生責任者及び職長(労働者を直接指導・監督する方)	14時間(2日間)	25,000円
	職長•安全衛生責任者能力向上	職長・安全衛生責任者講習後5年以上の経験者	6時間(1日間)	14,000円
	振動工具	振動工具取扱い作業者	4時間(0.5日間)	14,000円
	刈払機	刈払機取扱い作業者	6時間(1日間)	14,000円
	車両系(整地等)安全衛生教育 助成金対象興座	技能講習終了後5年経過後の再教育	6時間(1日間)	14,000円
〔労働安全衛生法第60条〕	木造建築物解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指導者	6時間(1日間)	14,000円
	丸のこ等取扱作業	丸のこ等取扱作業従事者	4時間(0.5日間)	14,000円
	はい作業従事者安全衛生教育	荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育	5時間(1日間)	14,000円
条	熱中症予防安全衛生教育	熱中症の予防教育	3.5時間(0.5日間)	14,000円
	締固め機械(ローラー)安全衛生教育 助成金対象器座	特別教育終了後5年経過後の再教育	6時間(1日間)	14,000円

※上記教育は受講人数10名様以上まとまれば出張講習も承ります(但し、遠距離出張の場合は宿泊料金を申し受けます)。

人<mark>材開発支援助成金</mark>

のご案内

助成金を受けることのできる事業主

- ◎下記の3つの条件全て満たす事業主は、助成金を申請することができます。
- 1.建設労働者を雇用して建設事業を行っていること
- 2.雇用保険を収めていること
- 3.中小企業であること、または女性従業員が受講すること
- ◎お一人で事業をされる場合や、従業員が家族のみの場合は申請することができません。

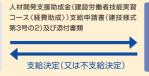
●計画書の届出(不要)

登録教習機関等に委託して実施する場合は助成金を受ける為の計画書の提出は 2018年10月1日より不要となりました。

●支給申請書の提出

技能実習を修了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、必要書類一式を 管轄労働局又は、ハローワーク(公共職業安定所)に提出してください。

中小建設 事業主団体



都道府県 労働局、 ハローワーク

●詳細については、管轄労働局・ハローワークの助成金担当部署へお問い合わせください。

宮城労働局 職業安定部 職業対策課 助成金コーナー TEL.022-299-8063

)受講お申し込みから当日までの手続き

事前に 右記の方法で 弊センタ お申し込み ください。 ご予約

受付時間

お電話で **IIIIII FAXで**

FAX.0223-29-3922



http://cot.jpncat.com/ から、 宮城教習センターのバナーをクリックしてください。

TELにて空きの状況をご確認頂き、予約を成立させてください。

13時~17時

9時~12時

TEL.0223-29-3911

ご予約頂きましたら、受講申込書をダウンロードして頂くか、ご要望があれば弊センターからお送りします。 受講票はありませんので講習日当日8時からの受付をお済ませください。2日目以降については講師からご説明致します。

受講 お申し込み

- ◎ダウンロードもしくは弊センターよりお送りした「技能講習申込書」「特別教育・安全衛生教育申込書」は 原本を10日前まで到着するようご郵送願います。(無理な場合は連絡願います)
- ●ご注意※受講できる方は満18歳以上の方です。※受講人数に制限がありますので、事前予約制です。
- ●受講料は**7日前(連休の時は7営業日前)まで**にお振込みください。(振込手数料はご負担の程お願い致します)
 - ●受講日当日のキャンセルは受講料の100%をご請求させて頂きます。
 - ●受講日が近い講習(インターネットから申込出来ないもの)でも、定員次第で受講可能な場合がございます。 変更及びキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。先ずはセンターへ連絡をお願い致します。

受講料 お振込み

七十七銀行 仙台空港出張所 振込先 普通預金5004187 キャタピラー教習所株式会社

- ※弊センターでは現金の取扱いはしておりません。
- ※受講料が未納の場合、講習を受講いただくことはできません。

受講 (当日)

- ●開講時間:午前8時25分(受講受付は8時より)
- ●持参品:<mark>筆記用具・</mark>自動車運転免許証・技能講習修了証ほか資格修了証(免除要件により必要となる) ※教室ではスマホは使用禁止です。
- ●服装:学科は軽装、実技は作業着・軍手・ヘルメット・安全靴をご持参ください(ヘルメット貸出可) ※雨天でも実施致しますので、カッパ・長靴等をご準備ください。
- ▶自動車免許証(外国籍の方は在留カード) ●昼食は各自ご準備ください。

講習場所ご案内図



アクセス

東北自動車道 仙台南I.C→仙台南部道路→仙台東部道路 仙台東部有料道路 仙台空港I.Cより約3.5Km 約10分 JR仙台駅より 東北本線・仙台空港アクセス線 仙台空港駅下車 仙台空港より徒歩 約15分 JR岩沼駅・館腰駅〜仙台空港臨空循環バス 相野釜下車 約5分

宿泊施設のご案内

《ご利用の際は、当教習所での講習と伝えてください》

ホテルルートイン名取

宮城県名取市増田字関下37

(1泊朝食付 ¥7,650~、夕食 ¥1,300)

TEL.022-784-4450

ホテルルートイン名取岩沼インター

宫城県名取市堀内字北竹345-1

(日ごとに設定するスタンダード料金から10%割引) **TEL.0223-25-2911**

バリュー・ザ・ホテル仙台名取

宮城県名取市上余田字千刈田555-1

(1泊2食付¥6.300~)

TEL.022-383-8567

スーパーホテル美田園・仙台エアポート

宮城県名取市美田園2-1-11

(1泊朝食付 早割含め時価でご提供)

TEL.022-208-9020

日本キャタピラー 東北管内拠点名

■ 書 森 貝

青森営業所 TFI 017-739-4141 八戸営業所 TEL.0178-28-1701

弘前営業所 TEL.0172-36-2950 むつ営業所 TEL.0175-22-2657

青森数習ヤンター TFI 017-737-3722 ■秋田県

秋田営業所 TEL.018-863-8800 大館営業所 TEL.0186-48-6221 横手営業所 TEL.0182-32-7791

■岩 手 県

感 岡 堂 業 所 TFI 019-687-1111 北上営業所 TEL.0197-67-6000 釜石営業所 TEL.0193-27-2211 宮古営業所 TEL.0193-69-2840

二戸営業所 TEL.0195-29-1155

■ 宮 城 県

仙 南 営 業 所 TFI 0223-22-6110 仙台営業所 TEL.022-237-0070

古川営業所 TEL.0229-23-1500 石 巻 営 業 所 TEL.0225-23-7545

■福島県

郡山営業所 TEL.0248-63-8480 いわき営業所 TEL.0246-58-3000 福島営業所 TEL.024-546-0276 南相馬営業所 TEL.0244-24-3135 会 津 営 業 所 TFI .0241-22-5045

■川形県

山形営業所 TEL.023-655-2111 酒田営業所 TEL.0234-31-4522 米沢営業所 TEL.0238-36-0260 新庄サービスショップ TEL.0233-22-0581